

諮問番号 : 平成30年1月23日付け平成29年度諮問第2号

答申番号 : 平成29年度答申第2号

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した〇〇〇〇市長による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づく費用徴収決定処分（平成〇〇年〇月〇〇日付け。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁岐阜県知事（以下「審査庁」という。）から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件処分のうち、徴収決定額が5,104,616円を超える部分は取り消されるべきであり、その余の部分に係る本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇〇〇市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して行った本件処分の取消しを求めるものである。

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当なものであると主張している。

- 1 請求人の旧姓名義の預金口座に振り込まれた金銭は、他者からの借入金又は交際相手からの交際費が入金されたものであり、保護の実施機関である〇〇〇〇市長から法第19条第3項の規定に基づき保護の決定及び実施に関する

る事務について委任を受けた行政庁である〇〇〇〇市福祉事務所長（以下「市福祉事務所長」という。）に届出又は申告すべき収入には該当しない。また、請求人は、「借入れは収入に当たるので報告しなければならない」との明示的な説明は受けていない。

- 2 市福祉事務所長は借入れ等の事実を把握していたにもかかわらず、請求人に対して注意することはなかったため、問題ないと認識していた。よって、請求人には、不実申請の故意はない。
- 3 請求人は等級２級の精神障害者であり、理解力や判断能力は通常と比べて著しく不足していた。よって、請求人には、不実申請の故意はない。
- 4 請求人は、振込みという明確に金銭授受の形跡が残る形で金銭の交付を受けているなど、金銭の授受を隠匿した事実はない。

### 第３ 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分のうち、徴収決定額が５，１０４，６１６円を超える部分については、本件審査請求に理由があることから、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４６条第１項の規定により取り消されるべきであり、その余の部分に係る本件審査請求については、理由がないことから、同法第４５条第２項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

- 1 請求人の旧姓名義の預金口座に振り込まれた金銭は、収入認定の対象となるものであり、法第６１条の規定により届出又は申告すべき収入に該当する。
- 2 請求人は、市福祉事務所長から、保護受給中の収入については届出又は申告の義務があるとの説明を受け、また、当該義務を遵守するよう指導又は指示を受けており、当該義務があることを認識していたところ、届出又は申告する機会があったにもかかわらず、継続的に請求人の旧姓名義の口座に振込みがあった事実を届出又は申告しないまま保護費を受給し続けており、「不実

の申請その他不正な手段により保護を受け」（法第78条第1項）ていたものと認められる。また、この点についての請求人の主張はいずれも採用することができない。

- 3 本件処分は、徴収決定額を5,630,689円としているが、本件処分における徴収決定額は、正しくは5,104,616円とすべきであり、本件処分のうち徴収決定額が同額を超える部分は、違法である。

#### 第4 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は妥当であると考えられること
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件処分のうち徴収決定額が5,104,616円を超える部分は取り消し、その余の部分に係る本件審査請求は棄却するのが相当であること

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年1月23日	諮問
平成30年2月15日	審議（第1回第2部会）
平成30年3月8日	審議（第2回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

## 1 関係法令の定め

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている（法第4条第1項）。
- (2) 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者（法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする（法第8条第1項）。
- (3) 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている（法第61条）。
- (4) 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる（法第78条第1項）。
- (5) 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅するとされている（地方自治法（昭和22年法律第67号。ただし、平成29年法律第45号による改正前のもの）第236条第1項）。
- (6) 保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還等取扱通知」という。）により法第78条の規定を適用する際の基準が示されており、当該基準に該当すると判断される場合は、同条に基づく費用

徴収決定をすみやかに行うこととされている（費用返還等取扱通知記2）。

## 2 本件処分について

(1) 旧姓名義の預金口座に振り込まれた金銭は、届出又は申告すべき収入に該当するかについて

ア 法第61条は、収入に変動があったときの被保護者の届出義務を定めているところ、生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであるから（法4条1項、8条1項）、保護実施の有無の判断に当たり認定すべき収入は、被保護者が最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むものと解すべきである。

イ そして、請求人の旧姓名義の預金口座に振り込まれた金銭が他者からの借入金、あるいは、交際費として受領していたものであったとしても、これらはいずれも、「被保護者が最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するもの」に該当することは明らかである。

ウ 以上より、請求人の旧姓名義の預金口座に振り込まれた各金銭は、これらが当該口座に振り込まれた時点で請求人が活用可能な資産を増加させたものであって、収入認定の対象となるものというべきであるから、法第61条の規定により届出又は申告すべき収入に該当する。

(2) 不実の申請その他不正な手段により保護を受けたことに当たるかについて

ア 法第78条第1項を適用する際の基準として、費用返還等取扱通知には4つの場合が掲げられており、本件処分がこれらに該当するかについて、以下検討する。

- イ 請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日に保護の開始の決定を受ける際に、請求人の支援者である〇〇氏（以下「〇〇氏」という。）の同席のもと、〇〇〇〇市福祉事務所（以下「市福祉事務所」という。）の職員から、「収入とは、その他世帯に入ってくるすべての収入（働いて得た収入・年金・手当・仕送り・保険金・臨時収入など）をいいます」、「収入・資産等で変化があれば報告しなければなりません」などと明示した「生活保護のしおり」の内容の説明を受けたうえで、「仕送りや就労収入などを得たときは必ず福祉事務所へ申告すること」などと記載された書面「生活保護受給にあたり遵守すること」により、請求人が遵守すべき事項の指導及び指示を受け、請求人は「確認書」に署名及び押印をしている。
- ウ また、市福祉事務所長は、平成〇〇年度から平成〇〇年度にかけて、「〇〇〇〇市福祉事務所からのお知らせです」と題する文書により「収入に変化があった時は、市役所へ連絡していますか？」などと注意喚起をしていた。
- エ 一方、請求人が毎月提出していた収入申告書には、〇〇氏から受け取った金銭及び現物並びに就労に伴う収入が記載されていたのみであり、請求人は、請求人の旧姓名義の預金口座に振込みがあったことに関して市福祉事務所長に届出又は申告していなかった。
- オ 以上のことから、本件は、費用返還等取扱通知に掲げる法第78条第1項を適用する場合である「①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」に該当すると認められる。
- カ 次に、請求人の旧姓名義の預金口座への振込みがあった事実が発覚したのは、市福祉事務所長が株式会社〇〇〇〇銀行〇〇〇出張所に対して行った法第29条に基づく調査の結果によるものであるところ、請求人が毎月提出していた収入申告書には、〇〇氏から受け取った金銭及び現

物の内容が記載されており、また、就労に伴う収入についても記載されていたが、請求人の旧姓名義の預金口座に振込みがあった事実に関しては一切届出又は申告されていないのであるから、これら収入申告書が虚偽のものであったことが認められる。

キ 以上のことから、本件は、費用返還等取扱通知に掲げる法第78条第1項を適用する場合である「④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」にも該当すると認められる。

ク なお、請求人は、第2に記載のとおり、法第78条の規定を適用し本件処分を行ったことが違法又は不当である旨主張する。しかし、これらの請求人の主張はいずれも採用することができないものである（審理員意見書第4の4(5)ないし(9)のとおり）。

ケ 以上のとおり、請求人は、市福祉事務所の職員から、保護の受給中の収入については届出又は申告の義務があるとの説明を受け、当該義務を遵守するよう指導又は指示を受けており、当該義務があることを認識していたところ、届出又は申告する機会があったにもかかわらず、継続的に請求人の旧姓名義の預金口座に振込みがあった事実を届出又は申告しないまま保護費を受給し続けていたものであるから、請求人は「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」（法第78条第1項）ていたものと認められる。

### (3) 小括

以上のことから、法第78条第1項の規定を適用して処分庁が請求人に対し本件処分を行ったことは妥当である。

### (4) 費用徴収の額について

ア 法第78条第1項の規定による費用徴収の額は、申告されなかった収入を正しく認定したとして得られる保護費（以下「正当支給額」という。）

と支給済みの保護費との差額を月々計算した上で、当該差額を合算して算定される。また、ある月の支給済みの保護費に対してその月の収入額が上回る場合には、当該上回る額は翌月繰越額として算定される。

イ また、法第78条第1項の規定による費用徴収請求権は、地方自治法第236条第1項及び第2項の規定により5年で消滅するものであるところ、本件処分通知書は、平成〇〇年〇月〇〇日付けで作成され、請求人が本件処分があったことを知ったのは、同年〇月〇日であるから、同日に本件処分の効力が生じている。したがって、平成〇〇年〇月〇〇日以前に支給された保護費に係る〇〇〇〇市の返還請求権は時効により消滅しており、平成〇〇年〇月以降に支給された保護費が本件処分の対象となる。

ウ 以上を踏まえると、平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月までの期間における費用徴収対象額は、正しくは次のとおりであると認められる（審理員意見書別紙1のとおり）。

(ア) 支給済み保護費・・・5, 630, 689円

(イ) 正当支給額・・・・・・・・526, 073円

費用徴収対象額・・・・・・・・5, 104, 616円 (ア)－(イ)

この点、本件処分は、費用徴収決定額を5, 630, 689円としているから（積算については審理員意見書別紙2のとおり）、本件処分のうち徴収決定額が5, 104, 616円を超える部分は、違法であるといわざるを得ない。

### 3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。



(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 大野正博、委員 加藤千鶴、委員 和田恵